

# 静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想検討委員会規程

令和5年3月16日 規程第206号

改正 令和8年4月1日

## （設置）

第1条 静岡県立大学におけるグローバル化の更なる推進に向け、静岡県立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の移転後の跡地への静岡県立大学国際交流会館（仮称）（以下「国際交流会館」という。）の構想を検討するため、静岡県立大学国際交流会館（仮称）構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際交流会館の構想の検討に関すること。

## （組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1人
- (2) 各学部、各大学院研究科（研究院）から選任された教員 各1人
- (3) 短期大学部から選任された教員 1人
- (4) グローバル地域センターから選任された教員 1人
- (5) 事務局長が選任した事務局（経営戦略部及び教育研究推進部）職員 各1人
- (6) 短期大学部事務部長が選任した事務部職員 1人

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

## （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長があらかじめ指名する者をもってこれに充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

## （オブザーバー）

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、委員長が任命する。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し意見を述べるることができる。

## （会議）

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会での検討状況について、静岡県立大学教育研究組織将来計画委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育研究推進部教育研究企画室において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。